

利用者負担額は、保護者（父母または生計の主宰者である同居の家族）の市町村民税課税額に応じて、市の基準による階層区分で決定されます。

4月～8月分 …平成30年度の市町村民税所得割額

9月～3月分 …令和元年度（平成31年度）の市町村民税所得割額）により算定します。

1 1号認定（教育標準時間認定）子どもの利用者負担額

※幼稚園・認定こども園（教育部分）をご利用の方

階層区分		0円 (無償)
第1階層	生活保護世帯	
第2階層	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	
第3階層	所得町割村課税額 ～77,100円以下	
第4-I階層	77,101円～144,100円以下	
第4-II階層	144,101円～211,200円以下	
第5階層	211,201円以上	

2 2号・3号認定（保育認定）子どもの利用者負担額

※保育所（園）・認定こども園（保育部分）をご利用の方

階層区分		3歳以上児		3歳未満児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円 (無償)		0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯			0円	0円	
第3階層	市町村民税所得割課税額			～48,600円未満	13,000円 [6,500円]	12,000円 [6,000円]
第4-I階層				48,600円～ 57,700円未満	22,000円 [9,000円]	21,000円 [8,500円]
第4-II階層				57,700円～ 77,101円未満		
第4-III階層				77,101円～ 97,000円未満	22,000円	21,000円
第5階層				97,000円～ 169,000円未満	30,000円	29,000円
第6階層				169,000円～ 301,000円未満	38,500円	37,500円
第7階層		301,000円～ 397,000円未満	42,500円	41,500円		
第8階層		397,000円～	44,000円	43,000円		

※[]はひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合の利用者負担額

- ①同一世帯で小学校就学前児童が、同時に保育所（園）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校の幼稚部、児童心理治療施設、特例保育、家庭的保育事業等、児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している場合は、2人目の児童は上記の半額、3人目以降の児童は無料となります。
- ②第5階層以下の世帯で、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の児童は無料となります。
- ③第6階層～第8階層の世帯で、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の児童のうち、利用者負担額が全額の児童は上記の半額となります。
- ④第4-I階層以下の世帯で、生計を一にする子どものうち、2人目以降の児童は無料となります。
- ⑤第4-II階層以下の世帯で、その世帯がひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯等に該当する場合は、保護者と生計を一にする子どものうち、2人目以降の児童は無料となります。

市町村民税額について

- ◆階層の判定に用いる市町村民税額は、税額控除（配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等）適用前の税額となります。（ただし、調整控除、税額調整額を除く。）
- ◆年度途中で、市町村民税額が変更となった場合は、利用者負担額も見直しが必要となりますので、必ず変更後の市町村民税額がわかるものを担当課へ提出ください。なお、見直しの対象は当該年度分に限り、（令和2年3月31日までにお知らせください。）
- ◆税法の定める寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親家庭に対し、税制上の寡婦（夫）控除をみなし適用して利用者負担額を算定することにより、利用者負担額が軽減される場合があります。みなし適用を受けられる場合は毎年度申請が必要です。対象となる要件など、詳しくは担当課までお問い合わせください。

年齢区分について

- ◆利用者負担額は4月1日の年齢で算定します。年度の途中で満2歳から満3歳になり、認定区分が3号認定から2号認定に変更となっても、利用者負担額は3歳未満児での算定となります。

副食（おかず・おやつ等）費について 【3歳児～5歳児クラスの方】

- ◆食材料費は原則、保護者の実費負担となります。
- ◆下記の要件に該当する子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
 - 【1号認定子ども】
 - ① 第3階層以下の世帯の児童全員
 - ② 第4-I階層以上の世帯の小学校3年生から数えた3人目以降の児童
 - 【2号認定子ども】
 - ① 第4-I階層以下（ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる世帯の場合は第4-II階層以下）の世帯の児童全員
 - ② 保育園等に同時入所している3人目以降の児童
 - ③ 第4-II階層～第5階層の世帯で、18歳未満の児童を3人以上養育している世帯の第3子以降の児童

利用者負担額の納付について（認定こども園をご利用の方は施設へ直接お問い合わせください）

- ◆利用者負担額は原則、ご指定の口座から、毎月月末（土・日・祝祭日にあたる場合はその翌日。）に振替いたします。ただし、12月分は12月27日（金）に振替いたします。振替できなかった場合は、不能通知書によりお知らせしますので、金融機関または下記お問い合わせ先の窓口で納付してください。
- ◆長期にわたって納付が遅れますと、市税等に準じて滞納整理（預金等の差し押さえ）の処分を実施することがありますので、納付について、お困りごとがあればお早めにご相談ください。

支給認定の変更について

- ◆就職、勤務状況の変更、退職、妊娠・出産、育児休業取得・終了など、保育を必要とする事由が変更となる場合や、住所、氏名、家族構成等が変更となった場合は、ご利用の施設または下記の窓口で「支給認定変更申請書兼変更届」を提出してください。
※保育を必要とする事由の変更がある場合は、それを証する書類も提出してください。
- ◆上記届出の**提出期限は毎月20日**です。21日以降に提出された場合は翌々月からの変更となります。

その他

- ◆施設をお休みする際は、必ず施設へご連絡ください。
- ◆利用者負担額は、出欠にかかわらず、在籍される限り月額を納付していただきます。ただし、入院等により長期欠席をされる場合はご相談ください。

【お問い合わせ】（月～金：午前8時30分～午後5時15分）

健康福祉部子ども子育て課 076-274-9527 美川支所市民福祉課 076-278-8117 鶴来支所市民福祉課 076-272-1113

（市民サービスセンター）

河内 076-272-1100 吉野谷 076-255-5011 鳥越 076-254-2011 尾口 076-256-7011 白峰 076-259-2011